

議第34号

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の管理者」の右に「(児童自立生活援助事業所Ⅲ型にあっては、養育者又は里親)」を加える。

第4条中「児童自立生活援助事業所」を「児童自立生活援助事業所Ⅰ型(児童自立生活援助対象者の居宅を除く。以下同じ。)」に改める。

第9条、第10条第1項及び附則第2項中「児童自立生活援助事業所」を「児童自立生活援助事業所Ⅰ型」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法及び児童福祉法施行規則の一部改正に伴い、児童自立生活援助事業の設備の基準等を改める必要があるので提案する。